

これからの多賀町立図書館のあり方

(答申)

平成26年3月27日

多賀町立図書館協議会

目 次

はじめに	1
第1章 公共図書館の役割	2
第2章 多賀町立図書館の現状と課題	4
1 管理運営	
(1) 運営方針および事業計画	4
(2) 職員	4
(3) 情報の発信	4
(4) 危機管理	5
(5) 図書館協議会	5
(6) 移動図書館	5
2 図書館資料	
(1) 図書館資料の収集	6
(2) 図書館資料の組織化	6
3 図書館サービス	
(1) 貸出サービスなど	6
(2) 地域の課題に対応したサービス	7
(3) 利用者に対応したサービス	7
第3章 これからの多賀町立図書館のあり方	10
1 管理運営のあり方	10
2 図書館資料のあり方	11
3 図書館サービスのあり方	12
おわりに	14

添付資料

多賀町立図書館協議会委員名簿

多賀町立図書館協議会開催経過

はじめに

滋賀県では、県の図書館振興施策に基づいて図書館づくりが行われてきた。「貸出し」を基本にした住民に役立つ図書館が県内各地につくられていくなかで、多賀町では振興施策の後半期にあたる平成10年10月に多賀町立図書館が開館した。

開館から15年が経過するなか、社会状況はますます複雑化する社会・政治の流動化や科学技術の高度化、情報化、国際化、高齢化など、急激な変化を遂げている。本町においては、昭和40年に9,960人だった町の人口は、平成22年末には7,985人に減少し、9.6%だった高齢化率も28.6%に達するなど、本町を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、財政状況も依然として厳しい状況にあり、持続可能な行財政運営が迫られている。

近年の社会状況にかんがみ、平成18年に教育基本法が改正され、平成20年に図書館法が改正されている。平成18年4月に文部科学省から「これからの図書館像-地域を支える情報拠点をめざして-（報告）」（これからの図書館の在り方検討協力者会議）が発表され、新たな施策展開の提言が行なわれている。平成20年10月には滋賀県教育委員会から「これからの滋賀の図書館のあり方(指針)」が発表され、平成24年12月には文部科学省により「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が定められるなど、図書館を取り巻く環境は変化している。

当協議会では、これからの多賀町立図書館のあり方について審議を行ない、答申を取りまとめた。今後は、この答申が図書館行政に生かされ、魅力ある図書館づくりを進めていかれることを期待したい。

多賀町立図書館協議会

第1章 公共図書館の役割

これからの図書館のあり方を考えるために、まず図書館の役割について確認しておく必要がある。昭和25年に制定された図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）に定義される図書館は「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」であり、基本的人権の一つとして住民の知る権利（自由）を保障し、資料・情報の提供を通じて住民の生活を支えるところに本質的役割がある。

（1）資料（情報）提供—あらゆる人のあらゆる求めに応じる

図書館法が公布されてからも、図書館は学生や受験生なども含め、国民の一部の利用に限られる時代が続いた。しかもその実態は館内閲覧が中心であった。1963年に日本図書館協会より刊行された『中小都市における公共図書館の運営』の報告書は、貸出しを基本とした公共図書館運営の理論的支柱となり、その理念を発展させた『市民の図書館』（1970年、同協会）によって、公共図書館の基本的機能が社会に広く知られるようになり、図書館設置をめぐる市民運動を促す要因にもなった。さらに住民への図書館サービスを展開するために、まずは図書館未設置自治体の解消、図書費の増額などの施策が図られたことによって、全国的に資料の貸出し量が飛躍的に増大していった。

1960年代後半に始まった貸出しに重点を置いた図書館サービスは近年新たな展開を迎えることになる。1990年代以降の構造改革、分権推進、規制緩和、さらには21世紀に入るとインターネットの普及や電子資料の増大などの社会や経済の動きを受けて図書館改革の必要性が認識され、図書館法第2条に規定される調査研究の支援および同第3条に規定される利用のための相談（レファレンスサービス）にも重点が置かれるようになった。このようなサービスの広がりや、『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』（平成13年文部科学省告示第132号）のなかで、市町村立図書館の項目にレファレンスサービス等があげられ、レファレンスサービスの充実・高度化に努めるよう規定されたことや、平成18年3月の『これからの図書館像—地域を支える情報拠点をめざして—（報告）』では、図書館の基本的あり方の一つとして、地域社会の現状や人々の生活や仕事の上で様々な課題があることを認識した上で、調査研究や課題解決に際して、どのような課題にも対応でき、どのような分野の人々にも役立つ図書館が提言されたことによる。

平成24年に改正された『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』（『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』（平成24年12月19日文部科学省告示第172号））では、地域の課題に対応したサービスについて具体的に示された。いずれにしても、図書館サービスの拡大と充実の必要性が増す中で、「資料（情報）を求めるあらゆる人々に、資料（情報）を提供すること」（『市民の図書館』）は公共図書館の基本的機能であることに変わりはない。

(2) 誰もが利用できる施設

住民は等しく図書館サービスを受ける権利を持っており、その様態に応じたサービスの工夫と配慮がなされなければならない。

(3) 生涯学習の中核施設

平成18年の教育基本法改正により第3条に生涯学習の理念が新設され、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定された。これを踏まえて、社会教育法、図書館法、博物館法が平成20年に改正され、学習の機会提供やその成果を活かすための機会提供を行う生涯学習において基本的かつ重要な施設であると位置づけされた。

第2章 多賀町立図書館の現状と課題

多賀町は、琵琶湖の東部、湖東平野に位置する。町東部は南北に走る鈴鹿山脈の西麓にあたり、町面積の約85.4%を森林が占める。鈴鹿山脈に発する2河川の山間部には集落が点在し、図書館1館、移動図書館車1台（8ステーション）により町内全域への図書館サービスを行なっている。

1 管理運営

(1) 運営方針および事業計画

平成23年3月に第5次多賀町総合計画が策定され、基本計画および実施計画（平成23年度～平成25年度）に基づき、事業の実施が行なわれている。さらに、今後、図書館の運営に関する目標、長期計画、指標や数値目標の設定と運営に関する自己点検および評価が必要である。

課題：長期の事業計画の策定 運営に関する目標、指標や数値目標の設定 運営に関する自己点検・評価の実施
--

(2) 職員

図書館長は、開館に至る準備段階から開館当初は正規職員の専任館長が配置されていたが、その後は兼任館長や臨時・嘱託職員の専任館長が配置されている。

職員数は平成25年4月1日現在、正規職員3人、嘱託職員1人、臨時職員3人である。正規職員の司書有資格者は1人で、有資格者率は滋賀県内で最低となっている。

職員は図書館サービスの知識や技術および町職員として行政に必要な知識・経験が求められているが、職員に対する継続的な研修の実施や県教育委員会などが主催する研修に積極的に参加できる環境づくりが必要である。

課題：司書資格を有し、専門的知識や経験・技術を持つ専任館長の配置 司書資格を有し、図書館サービスや行政に必要な知識を持つ正規職員の配置 継続的・計画的な研修の実施、積極的な研修の参加

(3) 情報の発信

図書館サービスの内容や意義に対する町民の理解が不十分であると考えられることから、広報活動を重視し、図書館の多様な機能を紹介することが必要である。

広報にあたっては、広報対象に対しそれぞれのニーズに即した的確な方策が必要であり、

インターネットや報道機関を通じた広報を積極的に行なう。また、職員の広報意識の向上を図り、一人ひとりの職員が共通した情報を十分持って業務を遂行できるようにする。

課題：効果的な広報活動
職員の広報意識の改革

(4) 危機管理

平成 25 年 11 月に策定した災害時に対する危機管理マニュアルに基づき、十分な日頃の備えを行なうとともに職員が非常時に迅速に対応できるよう周知徹底を図る。今後、サイバー攻撃や犯罪、感染症などへの対応などマニュアルの定期的な見直しが必要である。

課題：危機管理マニュアルの周知徹底
マニュアルの定期的な見直し

(5) 図書館協議会

多賀町立図書館では図書館法に基づき、開館当初より図書館協議会を設置している。

多賀町立図書館設置条例（平成10年7月条例第19号）により、定員は7人以内で、学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者により構成される。平成23年12月の図書館法16条（図書館協議会の関する事項）の改正を踏まえ、条例の見直しが必要であるが、図書館協議会は図書館運営への住民参加の実質化の機関であり、利用者・町民の声を反映させるために委員構成の工夫や定数を見直す必要がある。

また、図書館協議会のあり方として、図書館運営を支え、住民を代表して行動する協議会が求められる。公開等を含めた会議のあり方も検討が必要である。

課題：委員構成および定数の見直し
図書館運営への支え、行動する協議会
会議の公開

(6) 移動図書館

平成11年6月より移動図書館の巡回を行なっている。当初は5箇所月2回、6箇所月2回の巡回であったが、現在は8箇所を2コースに分け、それぞれ月1回の巡回となっている。

貸出冊数は最も利用の多かった平成13年度で21,522冊であったが、平成24年度では970冊と大幅に減少している。これは、移動図書館でのコミックの貸出を中止したことと平成24年4月より小学校への巡回を中止したことが主な原因である。

図書館への来館が困難な町民に対するサービスとして継続して実施していく必要があるが、利用率の向上などが課題である。

課題：移動図書館の利用率の向上
地域の実情にあったステーション設置の見直し

2 図書館資料

(1) 図書館資料の収集

図書館では、資料の収集にあたり、地域の実情や住民のニーズ、社会の要請をふまえて収集方針を定め、これに基づき収集を行なっているが、定期的な見直しが必要である。

平成24年度末の蔵書総冊数（視聴覚資料を除く）は、135,918冊である。全体の蔵書のなかで刊行後10年以上経過しているものは約8.1万冊であり、時間の経過や社会情勢の変化などで資料的価値が低下したものは少なくはなく、最新の資料・情報と多様な住民のニーズにこたえられる十分な資料費の確保が必要である。

資料費は、開館の翌年の平成11年度が12,903千円（約9,000冊購入）で、以降減少が続き、平成14年度が10,300千円（約8,500冊購入）、平成21年度は6,000千円（約4,000冊）となり、ここ数年は横ばいとなっている。

平成24年度末の蔵書冊数約13.5万冊のうち開架書架に並んでいる蔵書は約7.7万冊で、残り7.8万冊は書庫で保管されている。開架室はすでに収蔵能力である7万冊を超えており、絵本や児童書など、隙間なく並べられた圧迫感のある配架となっている。

定められた除籍基準をもとに資料の廃棄を行ない、適正な蔵書管理に努める必要がある。

課題：収集方針の定期的な見直し
住民のニーズにこたえられる資料の充実（予算の確保）
適正な蔵書管理

(2) 図書館資料の組織化

テーマごとに資料を集めたコーナーの設置など、利用者にわかりやすい配架に努め、また見出しの整備を進める必要がある。

課題：図書館資料の分類、配架の整備
書架見出しの整備

3 図書館サービス

(1) 貸出サービスなど

平成24年度の年間貸出冊数は154,331冊で、町民一人あたりでは20.15冊の貸出となる。

人口一人当たりの貸出し冊数は、平成13年度から平成22年度まで、人口1万人未満の図

書館では全国1位※1となっている（平成23年度は人口8千人未満の図書館で全国1位）。しかし、貸出冊数はここ数年減少傾向にある。

平成24年度の貸出利用者数は2,835人であった。このうち町内在勤者を除く町民利用者数は2,213人（町民人口の約29%※2）であった。移動図書館の貸出利用者数は325人であった。地域へ出向いてのおはなし会や課題解決支援機能などの図書館サービスの周知を図っていくことが必要である。

平成24年度の予約件数は2,110件で、うち568件はインターネット予約であるが、予約全体の3割に満たない。利用者の利便性向上のために継続して図書館情報システムの運用改善を図っていく必要がある。

平成24年度のレファレンスサービスは20件と少なく、サービスの周知ができているとは言えない。また、利用者の多様な求めに応じられるよう、インターネットなどを活用した資料・情報の提供が必要であるが、職員の資質向上が課題である。

※1 「日本の図書館」2002～2012, 日本図書館協会

※2 平成24年3月末現在の多賀町人口は7,778人

課題：町内在住者の利用者率の向上 インターネット予約率の向上 レファレンスサービスの周知、充実・高度化

（2）地域の課題に対応したサービス

多賀町は高齢化率が滋賀県内で最も高く、保健や高齢者の生活、介護などに関するニーズが増大している。平成25年度より一般向けの健康情報や専門医学書では得ることができない、患者サイドから綴られた闘病記や看病記により、患者やその家族などが病気に直面した思いや悩みなどの情報を提供している（闘病記文庫）。難病患者による講演会も開催している。

住民の生活や仕事に関する課題解決の支援となる情報の提供とともにまちづくりなど地域の活力に活かされる情報を提供することも図書館の重要な役割である。行政資料や地域の団体、企業の資料も積極的に収集し、整備していく必要がある。

課題：課題解決支援機能の充実 まちづくりや地域の活力に活かされる情報の提供 地域資料の積極的な収集・整備
--

（3）利用者に対応したサービス

①児童・青少年サービス

図書館では、子どもと本の出会いの場を提供するために、定期的におはなし会を開催している。また、学校、PTA、子ども会、放課後児童クラブなどと連携し、読み語りなど

の実施を行なっている。児童・青少年関係機関・団体と連携し、読書活動の推進を図っていく必要がある。

平成24年度末の児童書の年間貸出冊数は40,511冊で、小学校6年生以下の子ども1人当たり年間貸出冊数は49.22冊であった。平成24年度の貸出利用者数2,835人のうち13歳～16歳の利用者は170人で全体の6%となっており、7～12歳の利用者278人（全体の9.8%）に比較しても中・高校生の利用率が低いことがわかる。平成25年度には中・高校生の利用促進を図るためにヤングアダルトコーナーを開設した。さらに青少年向け資料の充実や居場所づくりが必要である。

課題：児童・青少年関係機関・団体との連携
青少年向け資料の充実・居場所づくり

②高齢者サービス

高齢者への利便性を図るため、大活字本や録音資料の充実が必要である。また、代読サービスなどを行なうための知識や技術を職員が身につけることが必要である。

高齢などの理由により来館や利用が困難な方に対するサービスを検討する必要がある。

課題：大活字本、録音資料の充実
高齢者に対するサービスの向上
来館や利用が困難な方に対するサービス

③障害者サービス

点字資料、大活字本、録音資料や音声ガイド付きの映像資料など、視覚や聴覚に障害のある方が利用できる資料の収集が必要である。

障害などの理由により来館や利用が困難な方に対するサービスを検討する必要がある。

課題：高齢者や障害者用資料の充実
来館や利用が困難な方に対するサービス

④乳幼児とその保護者に対するサービス

平成22年度より町の福祉行政機関と連携し、ブックスタートを実施している。また、子育て支援団体との連携を図り、乳幼児とその保護者を対象とした読み語りなどを行なっている。家庭での読み語りを進めるために講座の開催や乳幼児健診などに出向いての図書紹介・図書リストの配布などを実施する必要がある。

課題：福祉行政機関・子育て支援団体等との連携

乳幼児・保護者向けの講座の実施

乳幼児健診等へ出向いての図書紹介・図書リストの配布

⑤外国人サービス

外国人に対するサービスを行なうためには、まず多賀町に住み、あるいは多賀町で働く外国人についてよく知ることが必要である。そのうえで、実情に応じた外国語の利用案内の作成や館内表示の整備を行なう必要がある。

課題：外国人の実態・ニーズの把握

外国語の利用案内の作成・館内表示の整備

⑥他機関・ボランティアとの連携

園・学校や児童・青少年関係行政機関、公民館などの社会教育施設との連携については、「多賀町子ども読書活動推進計画」に基づいて実施しているが、さらに連携の強化を進めていくことが必要である。

ボランティアについては、ボランティア団体の自主的な活動の支援を行なっている。また、園、学校などでのおはなし会を協力して行なっている。今後も継続して研修や活動の機会を提供していく必要がある。

学校図書館との連携・支援を進めるために、学校図書館の実態を把握し、人的交流を進めることが必要である。

多賀町は、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町と平成21年9月に定住自立圏形成協定を締結し、図書館部会では図書館が相互に資料や情報、人や組織などのネットワークを構築するとともに図書館職員の交流や合同による研修会を開催している。

課題：他機関・団体との連携

ボランティア活動の機会の提供、研修の実施

学校図書館との連携

広域サービスと人事交流

第3章 これからの多賀町立図書館のあり方

1 管理運営のあり方

① 目標の設定と自己点検・評価について

図書館の運営には、目標、長期計画、指標や数値目標の設定が必要不可欠であり、自己点検および評価が必要と考える。目標の設定にあたっては図書館の位置づけ、地域の課題などを議論したうえで重点目標を設定し、計画的に事業を実施していく必要がある。

評価にあたっては自己点検および図書館協議会などの外部機関による両面からの評価が望ましい。自己点検・評価結果は町民がいつでも確認できるよう公開を図る必要がある。

② 資料費について

全体の蔵書のなかで刊行後10年以上経過しているものは全体の60%で、新鮮な情報を提供するために十分な資料費の確保が必要である。仮に開架室収蔵能力7万冊を10年で一新するためには毎年7,000冊の増加が必要であり、町購入図書平均単価※1,530円に寄贈図書500冊を除く6,500冊を乗じた9,945,000円の資料費が最低限必要と考える。

また、図書館では平成24年3月より雑誌スポンサー制度をはじめているが、企業への広報活動の強化や企業主催のイベントなどを行ない、図書館への関心を高める必要がある。

※平成24年度購入図書平均単価＝図書購入費（5,999,936円）÷図書購入冊数（3,921冊）

③職員について

職員は、質の高い図書館サービスを提供するうえで、必要な知識・経験をもつ司書資格を有する人材の配置が重要であるが、当図書館は正規職員の司書の割合が県内で最も低く、司書資格を有する正規職員の適正な職員配置を行なうことが必要と考える。

町立図書館の職員の仕事は、基本的に人数が少ない分いろいろな事務分掌を受け持ち、図書館業務に占める割合が大きくなる。これまでひとりの司書の働きが町の図書館を変革し、地域社会に大きく貢献した事例が全国各地に見られるがごとく、専門職の比重は大きな影響を与える。

職員人数については、図書館サービスの向上や利便性を高めていくうえで、正規職員は開館当初の人数（有資格の正規職員4名）必要であると考ええる。

館長には司書資格を有し、専門的知識・技術・豊富な経験などを持つ人材を専任館長として配置することが必要と考える。

司書として知識・経験をもつ中堅職員が不在となっており、将来的に職員が館長となるためには司書として図書館で相当期間在職し、知識・経験の蓄積が必要であり、長期的な視野に立った人材育成が必要である。

職員は、利用者のどのような相談でも応えられる幅広い知識と経験が必要であり、常に自己研鑽に努めなければならない。また、図書館サービスの資質向上のためには、県内の研修会への積極的な参加、日本図書館協会主催の研究大会などへの参加が必要である。柔軟な発想を持ち、他館のよいところを取り入れていくことも必要と考える。

④図書館協議会について

現在は7名以内となっているが、利用者の声を十分反映するために必要な定員の検討と委員の構成、開催回数の検討が必要である。委員の公募も考えていく必要がある。また、町民が傍聴できるよう会議の公開も検討していく必要がある。

⑤移動図書館について

移動図書館サービスは活動する図書館の象徴である。多賀町のような多くの山間部集落を含む地域は交通弱者である子ども・高齢者・障害者などや乳幼児を含む子育て世代になくってはならない図書館サービスと考える。また、集落の人々と図書館をつなぐ原点である。

図書館に来ることができない子どもたちの読書活動推進のため、小学校の巡回再開を検討していただきたい。学校への巡回においては、校長・図書担当教諭との協力連携は不可欠であると考えます。

利用者の少ない高齢者施設などでは利用者のニーズをあらかじめ把握し、巡回時に団体貸出を行なうなどの工夫が必要である。

利用者を増やすためには、人が集まりやすい時間帯などの工夫や巡回場所の見直し、紙芝居の読み聞かせなどのイベントもあわせて行なうなどの工夫が必要である。

⑥指定管理者制度の考え方

2011年、当時の総務大臣が公共図書館や学校図書館は行政が直営でスタッフを配置して運営すべきだとして、指定管理者制度は図書館運営になじまないという見解を表明している。当協議会としてもこの見解に賛成である。なぜなら本答申にあるように図書館の役割は国を初め各自治体はその遂行に責務を負い、第三者にゆだねることではないこと。住民が等しく図書館サービスを受ける権利を第三者である指定管理者が保障できるのか甚だ疑問であること。またそのことを実現できる職員の身分が保証され、職務の継続と不断の努力による研鑽こそが、住民への図書館サービスをより良く充実させるものだからである。

⑦「図書館の自由」の問題について

『図書館の自由に関する宣言』（1954年採択、1979年改訂、日本図書館協会）の冒頭において、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。」と掲げられた。『公立図書館の任務と目標』（2004年改訂、同協会）において、住民の知る自由を保障することは、公立図書館の重要な責務であり、住民の意思を受けて図書その他資料を収集し、収集した資料を住民に提供する自由を有するとしている。当協議会としてもこれらの「図書館の自由」の原則を支持し、図書館が個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならないと考える。

2 図書館資料のあり方

① 資料の収集について

人はいろいろなことを知りたいという気持ちをもっており、本、雑誌、テレビ、新聞、ラジオ、インターネットなどから情報を得ている。利用者・町民の知りたい要望に応じて、できるだけ多様な媒体、最新の資料・情報を収集する。

ヤングアダルト世代（中学生、高校生）の読書離れが進むなか、ニーズを把握し、ヤングアダルト向けの資料の充実を図ることが必要である。

図書館が行なう資料提供は、市販の活字資料だけでは不十分であり、視聴覚資料の充実など利用者・町民の関心に合わせた色々な形態で資料を補う必要がある。

歴史と伝統のある地域資料は図書館を特徴づける意味で重要であり、アンテナを常時張って、図書以外のポスター、チラシ、地図、古文書、電子媒体などの収集に努める必要がある。地元の企業案内・紹介など関連資料の収集も必要である。多賀町は高齢化・過疎化が進んでおり、博物館・文化財センターと連携し、文書化・映像化していく必要がある。

博物館や文化財センターでもさまざまな地域資料や専門書を収集しており、図書館システムで検索できるようにする必要がある。

雑誌については、限られた予算で購入されているため、利用者・町民のニーズを把握し、有効活用を図っていく必要がある。

廃棄される行政資料も内容によっては貴重な地域資料となるため、役場と連携し、収集・保管することが望ましい。

② 配架について

利用者にとってわかりやすく、利用しやすいように分類・配置に留意し、職員全員が日常的に考えながら常に工夫していくことが必要である。

3 図書館サービスのあり方

① 図書館活動について

はじめに、図書館は多賀町の生涯学習の中核施設であり、身近で魅力的な図書館になるためには、基本に忠実に、いろいろな資料の「貸出しサービス」を土台のうえに、利用者・町民の読書相談・生活相談をサポートしながら、あけぼのパーク多賀内の博物館や文化財センターと連携し、多彩な集会行事を企画・立案し、利用者・町民の図書館活動への参加を呼びかけることが必要と思われる。例えば、いろいろな分野の時代・時期に即した連続講座や音楽コンサート、講演会、フォーラム、各種展示会、図書館まつりなどを開催する「活動する図書館」として、これまでの図書館のイメージを変えていくことが望ましい。

また、サークル団体の活動の場を提供するとともに各種教室の開催などで学習の機会を提供するなど、図書館への関心を高め、町民が活動するための資料と情報を提供することによって、その活動をサポートしていく必要がある。

読書会は、文学を中心としたものが多くみられるが、分野にこだわらず、利用者・町民が集う沙龙的学習の場として位置付けするなど、内容を工夫していくことが必要である。

「図書館に入ると気持ちが癒される図書館」、「魅力ある資料が多く手に取れる図書館」、「困った時に親切な司書が手助けしてくれる図書館」、「気軽に入りたくなる図書館」、「町民全体が愛着を持っている図書館」など、図書館へ行ってよかったと思わせる図書館づくりを進めていくことが望ましい。

② 地域の課題に対応したサービスについて

地域の課題を知るには、行政、学校、企業、団体、地域などとの連携が重要である。

③子ども読書活動の推進について

現在多くの子どもたちがスマートフォンの利用、ゲーム、LINEなどに多くの時間を費やしており、他者を思いやる心、現実の人とのコミュニケーション能力の衰退などが懸念されるようになった。国の『子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）』第2条では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と、子ども時代から読書に親しむ重要性を説いている。そのため子どもには幼い内から、読書は楽しいという経験を積ませてやる必要がある。

子どもの読書活動推進には図書館ばかりではなく、家庭、保育園、幼稚園、学校などそれぞれの立場で推進することが重要である。そのためには図書館が主体となって、保護者や保育士、教職員向けの研修を開催することが必要と考える。

語らいの場や学習スペースの増設など、青少年が居心地の良い施設として充実させていく必要がある。

平成24年度より町内の小学校・中学校へ図書館支援員派遣が業務委託されているが、学校図書館が学習情報センターとしての機能を十分果たすためには、学校図書館に常時司書を配置し、常時開室に努める必要がある。

今後も図書館と連携し、学校図書館の活性化につなげていく必要がある。図書館の職員は学校図書館の実情を把握し、司書教諭などと人的交流を図ることが必要である。

④利用者に対応したサービスについて

交通弱者への利用支援として、移動図書館の巡回のほか、地域の施設の協力のもと、箱貸しや配本場所の設置などを検討していく必要がある。ボランティアを協力しながら、サービスの充実を図っていくことが望ましい。

視聴覚障害者など利用が困難な方の読書活動をサポートするボランティアを養成するなど、利用が困難な方へのサービスの充実への具体的な取り組みが必要である。

乳幼児を含む子育て世代が安心して気軽に利用できるような施設として充実させていく必要がある。

今後は、利用者の求める資料・情報が多岐にわたることが予想されることから、博物館やその他関係する団体との連携がより重要となってくる。近隣の大学図書館等との協力連携も利用者のニーズの拡大とサービスの向上につながると考える。

⑤広域サービスについて

図書館の広域サービスは町民の図書館利用の拡大を促すために、関係自治体間で十分な協議を行ない、広域サービスの取り組みを検討する必要がある。また、自治体の枠を超えた司書職員の人事交流は、他の図書館を知ることにより、自館の図書館サービスの向上につながると考える。

おわりに

平成 24 年度第 2 回図書館協議会において、館長より「これからの図書館のあり方」について検討、答申してほしいと依頼を受けた。以来、各種資料をもとにした話し合いや先進図書館視察、また移動図書館に同行して、図書館から遠い地域の実態を膚で感じるなど、10 回にわたり、検討を重ね、前掲のようにまとめを得るに至った。

多賀町の現状として、著しい高齢化と山間部集落の過疎化、また 2 河川の山間部に集落が点在する地形、厳しさを増す財政等、制約の多々あるなか、図書館運営基本方針にうたわれるように「学びたい」「暮らしを豊かにしたい」「自らの持つ課題を解決したい」という住民の思いに、資料・情報の提供で応える図書館をめざしてほしいと願い、この答申に盛り込むべく努めた。

作業を通して、公共図書館の役割について考える機会が多かった。多賀町立図書館は開館当初から、1 万人未満の町立図書館にあっては、すぐれた活動の図書館として全国的に知られてきた。職員の数を上回るほどの活躍をされてきたことを認める。

ただ、仕事量も大変多いためか、職員に負担が多く、今までにも答申にあるように館長や職員の交代も続き、その中でこれだけのサービスを維持されてきたことには敬意を払いたい。しかし、これからのあり方として、今以上のサービスを維持・充実させるためにも、館長職を含め職員に正規職員が県内の他の図書館と比較しても少ないという課題を良い方向へと解決を図られることを希望する。

そして、今後の発展のためには何よりも資料費の充実を図っていただきたい。そして、未来を引き継ぐ将来の多賀町民である子どもたちの教育のためには、図書館サービスは公共図書館と学校図書館が両輪のごとくあらねばならない。学校現場に学校司書が常時存在して公共図書館と連携してこそ、子どもたちの読書教育が全うするのだということを町民の皆様にもご理解していただきたい。

図書館は、これまで築いてきた多賀町の文化遺産（蔵書）を構築し、保存し、次世代へと確実に継承していくための専門機関であり、その遺産は未来の多賀町を築く礎石である。歴史に学ぶことの重要さは言うまでもないが、図書館がその責任を担っているのである。

この答申が、棚の片隅に留め置かれることなく、多賀町立図書館の指針として受け継がれ、目標値を定め、達成に向けて着実に行動に移していく職員集団によって活かされることを切に願うものである。

○多賀町立図書館協議会委員名簿（順不同、敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
○澤谷 とし子	前京都橘大学教授	学識経験者
野澤 泰行	元湖南省立甲西・石部図書館長	学識経験者
川口 秀和	多賀町立多賀小学校長	学校教育関係
宮島 敦子	多賀町立大滝小学校教諭	学校教育関係
火口 悠治	社会教育委員	社会教育関係
◎大杉 庸紫子	読み聞かせボランティア団体	社会教育関係

◎会長 ○副会長

委嘱期間 平成24年7月1日～平成26年3月31日

○多賀町立図書館協議会開催経過

図書館協議会（「これからの多賀町立図書館のあり方」の検討）

- 第1回 平成24年11月27日（火） あげぼのパーク多賀
- 第2回 平成25年 1月29日（火） あげぼのパーク多賀
- 第3回 平成25年 3月13日（水） あげぼのパーク多賀
- 第4回 平成25年 6月25日（火） あげぼのパーク多賀
- 第5回 平成25年10月 1日（火） あげぼのパーク多賀
- 第6回 平成26年 1月28日（火） あげぼのパーク多賀
- 第7回 平成26年 3月27日（木） あげぼのパーク多賀

先進図書館視察研修

平成24年11月21日（水） 愛荘町立愛知川図書館

現地確認

- 第1回 平成25年11月 1日（金） 移動図書館巡回（大滝方面）
- 第2回 平成25年11月 8日（金） 移動図書館巡回（多賀方面）